

第27回 農業委員会総会議事録

平成28年9月26日開会

中標津町農業委員会

平成28年9月26日、第27回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 和 泉 光 広 |
| 2番 | 後藤田 宏 幸 |
| 3番 | 高 橋 正 一 |
| 4番 | 赤波江 信 二 |
| 6番 | 國 光 達 男 |
| 7番 | 小 林 亨 |
| 8番 | 飯 島 浩 |
| 9番 | 中 村 正 生 |
| 10番 | 笠 原 康 博 |
| 11番 | 氏 家 康 夫 |
| 12番 | 杉 本 公 也 |
| 13番 | 本 田 信 幸 |
| 14番 | 本 田 芳 明 |
| 15番 | 纒 坂 尚 久 |
| 16番 | 金 刺 健四郎 |
| 17番 | 安 田 稔 |
| 18番 | 戸 田 重 勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|----|---------|
| 5番 | 佐 野 弥奈美 |
|----|---------|

附議した案件

- (イ) 議案第136号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第137号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第138号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ニ) 報告第75号 農地法第5条許可書の交付について
- (ホ) 報告第76号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- (ヘ) 報告第77号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第27回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
9番、中村正生委員。
10番、笠原康博委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 8月23日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
8月25日に札幌市にて北海道農業会議平成28年度第5回常設審議委員会が開催され、審議員として会長が出席しております。
次に、8月31日に平成28年度東北・北海道農業活性化フォーラムが「農地利用の最適化に向けた農業委員会活動の強化」をテーマとして、秋田市で開催されました。東北6県と北海道の農業委員ら約1,800人が参加し、基調講演や農業委員会制度の情勢報告、遊休農地対策についての事例発表がされ、最後に、フォーラムアピールが提言されたところであります。会長、代理、事務局長が出席しております。

9月5日、中標津町議会臨時議会が開催されました。町議会議員改選後最初の議会であり、議長、副議長、各常任委員会等の構成が選挙等により決定されております。会長が出席しております。

次に、中標津町議会9月定例議会が9月15日に開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問のほか、各会計補正予算等について審議され、可決しております。小林町長最後の議会であり会長が出席しております。

次に、9月16日から2泊3日の日程で、中標津町農業後継者対策協議会主催の秋季交流会が開催され、道外からの女性4名、道内の女性1名の参加で行われました。農業体験として、初日は中標津農業高校の協力による搾乳、二日目は体験談や武佐のスライブ TK 農場の協力により馬鈴薯の収穫を行い農業を実感してもらいました。今回の交流会では3組のカップルが成立し、今後の交際に期待しております。最後に、北海道農業会議の第6回常設審議委員会が9月23日に札幌で開催され審議員として会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。
日程3、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積646,539㎡ほか1筆。合計、畑646,539㎡、採草放牧地88,930㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年9月26日から平成38年9月25日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇〇頭。
7、見取図につきましては、4ページのとおりとなっております。この案件につきましては、自ら構成員となる農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第137号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第137号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。6ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積15,306㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
〇〇氏が所有していた農地を近隣農家へ譲渡するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。平成27年10月22日、第1地区推進班で土地評価した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第137号「現況証明願いについて」(2)について説明いたします。
8ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積9,196㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
対象地は、道道に面した工業プラントが近接する状況となっており、地域一体の地力が悪く、耕作不適であり農地として利用できなかったことから現況が雑種地となっております。

平成28年9月17日、第2地区推進班で確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第138号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 上程になりました、議案第138号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。
標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、申出を受けた年月日。平成27年11月13日。
3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成28年8月25日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
4、当該農用地の利用集積に係る意見。
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。
今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、12～13ページのとおりでありまして、合計22筆、618,291㎡です。
この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第138号(2)について説明いたします。14ページをお開きください。

(2)1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成27年11月13日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成28年8月25日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。

当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、15ページのとおりでありまして、合計8筆、230,234㎡です。

この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、要請致します。

日程6、報告第75号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第75号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

17ページをお開きください。

許可日、平成28年7月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿畑、現況畑、面積16,401㎡の内4,633㎡ほか4筆、合計畑13,037㎡。

3、許可期間は平成28年7月28日から平成29年7月27日となっております。

18ページをお開きください。

許可日、平成28年7月25日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積4,919㎡の内410㎡ほか1筆、合計畑9,428㎡。

3、許可期間は平成28年7月26日から平成29年7月25日となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程7、報告第76号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第76号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」、事務局よりご説明致します。20ページをお開きください。

この件につきましては、携帯電話中継施設の建設に伴う届出であります。農地法第5条第1項第7号のその他農林水産省で定めるもので、例外となる事項を定めた施行規則第53条第1項第14号の認定電気通信事業者の中継施設に該当するため、転用許可は不要となるものです。よって、報告のみ致します。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、札幌市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積9,893㎡の内25㎡。
以上です。

議長 以上で、報告を終わります。
日程8、報告第77号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第77号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の22ページをお開きください。
今回につきましては、平成28年2月1日～平成28年9月9日付けで、認定のあった3件について記載しております。
新規認定者は1件、再認定者は2件、以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第27回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時50分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月26日

会 長 安 田 稔

9 番 中 村 正 生

10 番 笠 原 康 博